

# 二種深信論の史的研究(上)

——(特に前期學說の構造と其の傳承)——

桑 谷 觀 宇

## 目 次

- (一) 序
- (二) 慶秀・圓智・圓策・圓曉の學說
- (三) 惠空學說の轉向と空慧・圓環の踏襲
- (四) 惠然の論理と門下の傳承
- (五) 慧琳學說と深勵の潤色
- (六) 異義系學說の展望
  - (A) 了雲の主張と疑心往生説との交渉
  - (B) 所謂地獄祕事に就て
- (七) 結 語

## (一) 序

57

大谷派に於ける二種深信論の検討は早くも宗學草創期にそが端を發し、既に慶秀以來其の素朴的解明に接すること

二種深信論の史的研究(上)

58  
が出来る。されど此等初期宗學より惠然學說に至る間、問題への關心が著しく深められ、これが論致も漸く精緻を極むるに至つてゐるのであるが、何れも二種深信論を單獨なる形に於て取扱ひ來れる事實は否定し得ぬのである。然るに慧琳になると、かの明和年間に於ける越後諍論(了尊寺・久唱寺の論争)の調理を經、殊に越中芳山善意との筆戟に於て愈々願生歸命說に處する對策も定められて、茲に一派信願論の基礎を確立することゝはなつてゐる。かくて隣派に於ける三業惑亂の大谷派學界への銳敏なる反映により、隆盛期時代の宗學は觀方によつては、全く信願論檢討の時代と迄化した觀を呈するに至つてゐるのである。従つて此の頃になると、二種深信論はかゝる信願論發達途上に於ける必然的派生の論目として、其の特殊なる地歩をば占むることゝなつてゐる。其のことは、信願論に於ての一分野たる信・歸の實際觀が、又二種深信と歸命との微妙なる關係に移行せられても檢討せらるべきであるとの事實で、有力にそれが裏書きされる結果となるであらう。とに角在來の如き孤立的立場を脱し、二種深信論が他力救濟の實證的一契機を闡明する論目として、他の信相論等と有機的關係下に考察せられ、以て他力信仰の體系中にその特異的立場の正しく見出されたのは全く一派宗學の全盛期、即ち大體に於て香月院の頃に始まるのである。或は草創期宗學以來單獨に取扱はれ來つた二種深信論が、信願論の研究に由來する信・歸論と結合し、宗義上其の獨自なる領域の理解せられ出したのが、正しく香月院以後にありと云つた方がより適切な觀方なのかも知れない。

右の叙述は、久しき歴史上の經緯を擔へる二種深信論の展開を極めて大まかに眺めての一往の批判に外ならぬが、更に翻つて思ふに、思想の發達は多角的推移のうちに展開する事實にも格別なる考慮が拂はれなくてはならぬであらう。此のことは慶秀より深勵學說に至る間に於て既に如實に示されてをるのである。されど殊に宗學の進路と在來學

説への鋭犀なる反省を示唆する異安心の出現は、愈々之を陽證する生ける事實として特に注目さるべきなのである。かくて宗學に對する自らなる批判的繼承と、この間に様々なる異義が介在せしめらるゝことに於て、此處に二種深信論も複雑多岐なる展開史を繰り擴げることゝはなつてゐるのである。

私は以下に於て、能ふ限り資料を蒐集して數多き學說の網羅を期し、且つ各學匠間の學系にも周到なる考慮を拂ひ乍ら、然もこれを出來得る限り系統的に整理し、異義者の主張をも逐一合せ考察して、これが史的展開の跡を明瞭ならしめたいと思ふのである。

## (二) 慶秀・圓智・圓策・圓曉の學說

先づ一派宗學史劈頭其の名を飾る大和長福寺慶秀の主張は、『高僧和讚私記』末(十七丁)に於て僅かに其の片鱗が示されてゐる。今彼の學說に於ける其の要領を擧ぐると、即ち諸教に説かれざる信機をの給ふは「是深く他力に歸せしめんか爲」であると云ひ、又結びの言葉として

「かくの如く無有出離之縁のゆへを信知しぬれば乘彼願力定得往生の深信を成就する」

と叙してゐる。此等の表現は一往信機は乘彼願力への方便的役割を有するのみとする印象を與へぬではないが、然し大體に於て素朴的ではあるが二種一具以て他力なる義を彷彿たらしむるものと云つてよい。されど此の間、第一信は上根の人が衆生即佛の理を信ずると一般、下根の「自の機分を願る」分齊に外ならぬ意をも添加してゐるのは、信機亦自力とも見る學說への思想的萌芽として見忘れ難く、従つて未だ二種他力義の領解に於て遺憾の點なき譯ではない。

60

殊に信機の凡聖通局論にも言及し第一信は上根の關與せざる下根獨自の機の反省と思考せることは、自ら信機唯凡を説く法宣學説への遠き淵源として注目し値するであらう。

かゝる慶秀の所説も圓智を通し圓策に至ると餘程色鮮かなる筆格を示すに至り、然も特に圓策の思辨が陰に陽に惠然學説に影響を與へてゐる點は記憶されてよい。圓智學説の一端は『祕密集』(續大系・十卷七頁)及び『推驗鈔』(同・六頁)に見ゆるが、何れも其の所明極めて略にして、たゞ慶秀の二種他力義の本筋を繼承せることを推想せしむるに止まる。

次に其の圓智學説を承けた圓策になると、漸く精細な批判が企圖せらるゝに至つてゐる。彼によると、信機別開の理由は「乘<sub>レ</sub>他力<sub>ニ</sub>機相<sub>一</sub>」(『選擇集開香記』六・三)を示すにあり、且つ信機は凡聖に通する一味の信相と説きて慶秀の瑕瑾を補ひ、又信機を定散自力心となす解釋あるも「更<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>其意<sub>一</sub>」(『同』六・左)とて否定し、後に自の立場を語つて

「且亦明<sub>レ</sub>約<sub>下</sub>發<sub>レ</sub>深信<sub>一</sub>始終<sub>一</sub>機法<sub>一</sub>二種之信心<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>他力<sub>一</sub>一心之中<sub>一</sub>何立<sub>レ</sub>自他<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>二力<sub>一</sub>乎。」(『同』六・右)と記述してゐる。これは全く同處に於て

「夫法由<sub>レ</sub>機<sub>ニ</sub>而顯<sub>レ</sub>、機由<sub>レ</sub>法<sub>ニ</sub>而成<sub>レ</sub>、法若不<sub>レ</sub>返<sub>レ</sub>機<sub>ニ</sub>同<sub>レ</sub>數<sub>ニ</sub>他實<sub>一</sub>、機信<sub>ニ</sub>自無<sub>レ</sub>功若不<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>此<sub>一</sub>、徒可<sub>レ</sub>輪迴<sub>一</sub>。」

と叙し、以て機法二種の不離一具の意たるべきを示唆し、而して「故機法並舉以令<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>決定往生信<sub>一</sub>也」と語る所明に裏付けられてのことである。故に後日、本法院が自著『二種深信講義』(二二頁)中、信機自力説は圓策の『開香記』に由來すとの批評は右の論旨に徴するも大なる誤謬である事が知られる。却つて門人圓曉が『愚禿鈔纂釋』下・本(二十六)に於て、信機自利信心を「唯<sub>レ</sub>自省<sub>ニ</sub>惡機<sub>一</sub>分齊<sub>一</sub>なるが故に「自利信可<sub>レ</sub>攝<sub>レ</sub>橫出<sub>一</sub>」であるとの主張こそ指摘せらるべきなのであらう。されど圓曉が再往考慮を加へ、

「雖<sup>レ</sup>然能翻<sup>レ</sup>自恃輕他情識<sup>ヲ</sup>而願<sup>ス</sup>常沒造罪下機<sup>ト</sup>是更非<sup>ス</sup>自情所<sup>レ</sup>發起<sup>ス</sup>併<sup>ニ</sup>佛智廻施之信心<sup>ヲ</sup>故言<sup>ニ</sup>他力至極等<sup>也</sup>」  
と述べてゐる所に、猶圓策の二種他力義迄をも捨てざりし彼の態度が窺はるゝのである。

所で圓策が上述の如き機法二種信の不離一具の意を顯彰しつゝ、結局二種を一心中に於ける始終の差別たらしめた點は、『眞宗學史』(二五〇頁)著者の評の如く、同時圓具の理解に於て未だ完からざるものあるは首肯しなくてはならぬ。猶此等の主張が、更に無有出離之縁の「縁」とは自力行因に簡ぶ弘願之強縁を意密に指すとする觀方と共に、惠然學說中に取り入れられてゐる事實は下に至つて改めて指摘するであらう。

所が圓策學說中猶見逃し能はざる解釋が存する。それは彼が「亦有二種」釋下に於て三義を出し、次に

「於三義中<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>何正乎、謂三義共有<sup>ニ</sup>一理、但有<sup>ニ</sup>二種之義、可<sup>ニ</sup>後義爲<sup>レ</sup>正也」(『聞香記』六・右三)

と叙して、そが二種を就人・就行の二立信のことと決してゐる點である。かの「三心章」私釋に於ける「建立二種信心」云々の元祖の高判を釋しても、

「二種信心者或云指<sup>ニ</sup>就人就行<sup>ヲ</sup>或云明<sup>ニ</sup>機法二種之信心<sup>ヲ</sup>云々初義親敷」(『同』六・五九)

と語り、矢張り就人・就行説を採つてゐるのである。圓策のかゝる領解は、勿論異流諸派の觀方に支持せられてのことではあらうが、そは鬼に角として、これが後日異解者として調理せられた同國頓成英巖の主張の背景的役割を持つ事實に多大の關心が拂はしめられ、又早くは彦根西覺寺了雲の就人安心・就行安心の領解とも多少なりとも交渉づけられてゐることを思はしめらるゝのである。

## (三) 惠空學說の轉向と空慧・圓環の踏襲

次に圓策と同じく誓源寺圓智に師事せる惠空の領解を檢索し見なくてはならぬ。師の學説は諸處に見出し得るのであるが、今その代表的領解を幾何かの著述に求め、之を年代順に配列するならば粗々次の如くなるのである。

- (1) 『叢林集』……元祿四年(四十八歲)草本、同十一年(五十五歲)再治。
- (2) 『異執決疑編』……元祿八年(五十二歲)の述作。
- (3) 『選擇集叢林記』……元祿九年(五十三歲)の述作。
- (4) 『愚禿鈔問書』……不詳。
- (5) 『觀經叢林解』……越中應栖正安寺藏本奥云「寶永七年臘月十六日功竟、六十七歲」とあり。
- (6) 『散善義續解』……(5)と同本異名と推定。谷大に惠空自筆本を藏す。
- (7) 『顯證記』……『眞宗學史』(二四九頁)に其の名見ゆ。或は惠然の『顯彰錄』を惠空の『顯證記』と誤傳せるに

は非らざるやの疑問あり。更に考證を要する著作と思ふ。

而して大體に於て『觀經叢林解』著述の頃を契機として學説に轉化が認められ、初期は恩師圓智の二種他力義を綿密なる批判下に祖述しつゝ、晩年には『愚禿鈔』の研究から漸く信機眞假に通ずとする主張に傾いて來てゐるのである。

先づ信機他力の思想は『叢林集』に於て最も鮮かに語られてゐる。其の觀方によれば、一深心の機法二種と開出せられたのは、至誠心釋に自身の三業を虛假不實と嫌ひ、如來因中の功德を眞實の體ぞと判ずる意を深信の釋に移された

からであると云ひ、且つ其の理由を「永く自力をすてはてゝ如來の弘誓に乗ずる」立場に歸せしめてゐたことは、其の所説中に於て充分看取することが出来るのである。又「それ二種の深心は九品の正因也、若し一も闕けなば信不具足也」<sup>③</sup>とも叙して二種正因説を立て、『異執決疑編』(眞全、一五頁)には、

「五乘齊入不簡是聖是凡……九品俱具二種信」

とも力説されてゐる。二種を以て凡聖一味の安心たらしむる領解は圓策と異なるものではない。殊に

「本とこの二種は一具にして不可離、一若し止みなば即ち二も無かるべし。」(『叢林集』續大系十・一六九頁)

との解説は、『異執決疑編』(眞全、二八頁)に「若無第一深信而能得第二深信者即和尚二重釋是徒設也」と叙す觀方を想起せしむるもので、二種不離一具の様を極めて的確に指摘せる文字として注意せしめられ、又續いて

「されば蓮臺の上までは、本との無有出離之縁の凡夫なるべし、……されば二種の信心は、一つも止むこと不可有。」

と二種の續を初めて強調せられ出してゐるのは、格別興味を持たしめらるゝ點である。

所がかくの如き『叢林集』の所明も、『散善義續解』に至ると餘程其の見解に於て趣の異なるものがある。即ち惠空は法の深信釋下に次の如く述べてゐる。

「問云、三心中前後二心有自力他力二途釋、此深心何無其釋乎、答、私有三義、一今一者信機者即上自力方也、二者信法者即上他力義也、以之例之云有二種、二云、三心本一心故上二途即今心二途也、不可繁重故不釋、三云、深心中體也、中也、前後二心釋時ハ勸誠二門了簡ス、體タル心ヲ顯ス時直正釋不容了簡故無」

心廢立云、三義中第一正義スベシ、付之就ニ、一者信機有ニ、二義一、二種深信俱顯ニ他力ニ釋也、信機信法之乳母也、選擇云、二種信心、不ニ信機如レ此信者乘ニ他力ニ心何發乎、又機法對也、故第一信屬ニ他力ニ、一第一信自力也、如ニ愚禿鈔云、レ云

かくて空師は先づ『觀經』三心中至誠・廻向發願の二心に自力他力二途の釋あるに、此の深心に限つて二様の釋無きは如何と問ひ、之に答ふるに

(一) 信機自力・信法他力と二種自ら自他二力に亘る故、上の至誠心に例して有二種と標す。

(二) 三心は一深心に歸す、故に上の至誠心二力に通ぜば深心亦二力に通ずること勿論である。故に繁重を避けて省略せるのみ。

(三) 前後二心自他二力に亘ることを説くは、勸誠二門を了簡せんが爲めである。然るに今三心の體たる深心を釋するに當りては了簡を加へず、直ちに正釋するが故に二途に亘る釋を出さず。

の三義を以て理解してゐるのである。此の中後の二義は三心の總釋に關するもので、今直接參考に資すべき素材を提供しはせぬが、第一釋は見逃し得ぬものであり、且つ惠空自ら「正義也」と決してゐる限り、此處に彼の晩年に於ける二種深信觀が端的に物語られてゐるものと云ふてよい。

かくて如上第一義によりて窺知し得る様に、信機亦自力に通ずとなす合不・卽離說(「信機信法之乳母」と云へる所にこの觀方がよく示されてゐる)への轉向は、全く『愚禿鈔』の自力信心の祖判に着想しての論述なること、次下に其の判釋を引證する彼の態度からしても容易に推察しうることであらう。



惠空の門人西蓮寺惠曉は前期の信機他力の學説を傳へ、『一枚起請愚驗記』に「非一旦方便可<sub>レ</sub>信<sub>ニ</sub>無有出離之緣<sub>一</sub>」と説きて『叢林集』(續大系十卷)一六九頁)所破の信機方便説を簡び、以て「無<sub>ニ</sub>第一信機<sub>一</sub>、依<sub>カ</sub>何有<sub>ニ</sub>二者深信<sub>一</sub>」(スルツト)と二者の不離一具を強調、他力説に同じてゐるのである。然るに惠然は信機を正因たらしめず、「第二<sub>ニ</sub>信心之主也<sub>一</sub>」(スルツト)と兩者に輕重を眺めて未だ信機自力の臭味を離脱してゐないのは、全く空師晩年の立場を考慮傳承せるが爲めであらう。

猶此處に一言して置かねばならぬことは、上掲せる如き惠空老後の學説迄をも二種唯他力義となし、本法院が力をつくして救釋せられ、又近くは松原恭讓師の『二種深信講義』(六六頁)にも此の説を襲用、以て雲澗院の主張に同ぜしめたと云ふことである。然し大體本法院の會通は能登の頓成が盛んに自解妥當の文證として此等の學説を依用するより、信機他力義は空師以來高倉傳統の正義なることを確立すべく企圖しての試みであつて、殊に惠然『散善義顯彰錄』の所説迄をも苦心して他力義に同ぜしめてある有様である。従つて本法院の解釋には餘程の無理があり、それ丈惠空學説の真相を見失ふ結果に墮してゐると思ふ。却つて大阪善覺寺法宣の解説が、其の意を得たものと云はざるを得ぬのである。

空師と粗々時代を同じくする學匠に伏見西方寺空慧がある。彼は惠空とは其の學系を異にし、惠明院如晴に教へを稟けてゐる。されど其の所説は全く惠空の觀方と軌を一にしてゐるのである。即ち『愚禿鈔』に信機自利と判じ給ふ祖釋に留意し、信機他力ならば利他信と云はるべきに今自利信と語らるゝは如何なる理由あつての事なりやと問ひ、之に答へて『愚禿鈔試解』(自筆本・第三卷)には次の如く述べてゐる。

「問、可<sub>レ</sub>曰<sub>ニ</sub>利他信<sub>一</sub>、何<sub>レ</sub>曰<sub>ニ</sub>自利信<sub>一</sub>乎、答、此有<sub>ニ</sub>隱顯<sub>一</sub>、若<sub>レ</sub>信<sub>ニ</sub>知<sub>ニ</sub>自身罪惡<sub>一</sub>、深<sub>ニ</sub>募<sub>ニ</sub>廢惡修善<sub>一</sub>、則<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>曰<sub>ニ</sub>自利信心<sub>一</sub>、是顯説

也、若知<sub>レ</sub>自身罪惡、信<sub>ニ</sub>他力所被<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>論<sub>ニ</sub>機之善惡、深<sub>ク</sub>歸<sub>ス</sub>佛願、可<sub>レ</sub>曰<sub>ニ</sub>利他信心<sub>ト</sub>是隱說也、今且機法相對約<sub>レ</sub>機曰<sub>ニ</sub>自利、約<sub>レ</sub>法云<sub>ニ</sub>利他<sub>ト</sub>、實機法不離而得<sub>ニ</sub>深心之名<sub>ヲ</sub>也」

此の主張は要するに信機に隱顯を立て、而して『愚禿鈔』の所明は隱義にして自利・利他は他力中の機法對たるに止まり、現實には弘願の信機信法不離にして深心を成ずとの所論に歸するのである。恐らく空慧は惠空老後の觀方に同じ、機法對の意味を具體化せしめ、以て信法の乳母なる信機の理解を隱義に跡付けたものであらうと思考せしめらるゝのである。然し二種信心を『大經』に基づく信相と見做し、就中『散善義商量鈔』(自筆本・第二卷)に於て信機の相を直接因位法藏の修相に見出し、

「然<sub>ル</sub>法藏忘<sub>ニ</sub>自功<sub>ニ</sub>偏推<sub>ニ</sub>佛德<sub>ニ</sub>言<sub>ニ</sub>非我境界唯願世尊<sub>ト</sub>、此則預<sub>シ</sub>欲<sub>シ</sub>建<sub>ニ</sub>他力悲願<sub>ト</sub>標<sub>ニ</sub>此事<sub>ト</sub>、今信機<sub>ノ</sub>之心相遠順<sub>ニ</sub>法藏之昔<sub>ニ</sub>作<sub>ニ</sub>此信相<sub>ト</sub>歟」

と語つてゐる觀方にその特色が認められてよい。然し當時信機を以て『大經』による信相と解釋する主張は可成り存せるものゝ如く、惠空門人越前真蓮寺圓環も亦軌を一にする。即ち『愚禿鈔圓環錄』下卷(寫・故一柳知成師藏)「今斯深信者」の二種解釋を説示して

「今案<sub>ニ</sub>次下一列<sub>ニ</sub>七深信<sub>ト</sub>據疏文自有<sub>ニ</sub>七深信<sub>ト</sub>、其中抄主割<sub>ニ</sub>採此<sub>ニ</sub>、別舉<sub>ニ</sub>於此<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>他力至極金剛心<sub>ト</sub>者、此<sub>ニ</sub>是疏主依<sub>ニ</sub>大經<sub>ニ</sub>明<sub>ニ</sub>深信<sub>ト</sub>、故今斯別舉<sub>ニ</sub>加<sub>ニ</sub>此讚語<sub>ト</sub>也」

と語る領解に於て指摘し得らるゝ。されど自利信心の理解に於ては

「今謂樹心解甚可也、凡今家釋不<sub>レ</sub>拘<sub>ニ</sub>善導一義<sub>ト</sub>」云云

と述べてゐる。つまり善導の釋では二種他力唯弘願の信相に外ならざれど、「若不<sub>レ</sub>信<sub>ニ</sub>佛智<sub>ニ</sub>則悲化信<sub>ニ</sub>（信機大經悲化信）猶是爲<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>自利之域<sub>ニ</sub>」のであるから信機亦自力に通ずる。故に自力懺悔に約せば自利各別の自力心、信機第二深信と合せば他力信相とする智暹學說を以て、妥當な觀方とせなくてはならぬと云ふ見解に歸するのである。然し彼が採る『樹心錄』の說は全く惠空の論理に同するのであるから、従つて圓環の主張は矢張り師匠の學說踏襲に外ならなかつたのである。只第七深信に於ける「自利信心」の傍註に對し

「今案<sub>ニ</sub>此二別三異<sub>ニ</sub>疏文<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>隱顯二意<sub>ニ</sub>約<sub>レ</sub>顯<sub>ニ</sub>則是建<sub>ニ</sub>立<sub>ニ</sub>自心<sub>ニ</sub>深心<sub>ニ</sub>故傍注<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>自利信心<sub>ニ</sub>、若約<sub>ニ</sub>隱彰義<sub>ニ</sub>則不<sub>レ</sub>妨<sub>ニ</sub>此深心<sub>ニ</sub>即是爲<sub>ニ</sub>他力廻施之大信<sub>ニ</sub>也」

との理解を示し、隱顯二義を以て一分他力に攝する筆格は、最親院義陶の所論と一脈通ずるものある點に興味深きものがある。兎に角、惠空・空慧學說に見らるゝ自利の釋が、惠然に多大の示唆を與ふることゝなれるは注意せねばならぬ點であらう。

註 ① 惠空『叢林集』（續大系・十卷）（一六八頁下段）。

② 同（一七〇頁上段）。

③ 同（一六九頁上段）。

④ 義讓『二種深信講義』（一五六頁）。

⑤ 法宣『二種深信分別義』（寫）參照。

## (四) 惠然の論理と門下の傳承

惠然の二種深信論は古來指摘せられる様に、其の著『散善義顯彰錄』(第二卷)の所説に於て代表せしめ得るのである。今其の全文を出すと共に次の如くである。

「初信機、鈔云、第一深信決定深信自身卽是自利信心也、自利者卽自身之信解、何以故、信、自身、非、是由、願力、故、問、若爾得、他力信、則不可、信、機耶、答、得、他力、者必、先、信、機、偈云、一切善惡凡夫人聞信如來弘誓願……………、如、是、一、切、皆、信、自、身、故、但、對、次、利、他、信、海、是、名、自、利、無、令、信、自、身、之、願、故、又、但、以、此、自、利、心、不、爲、生、因、故、也、信、於、自、身、分、限、是、特、最、要、欲、生、彼、國、者、三、乘、五、乘、在、家、出、家、男、女、凡、聖、罪、惡、多、少、智、愚、善、惡、如、是、一、切、實、可、分、別、是、歸、法、基、也、至、誠、心、初、示、凡、夫、自、體、此、心、最、初、亦、示、機、實、若、得、此、信、卽、離、虛、假、雜、毒、一、向、乘、佛、願、云、云、又、云、禮、讚、云、善、根、薄、少、是、有、漏、少、善、根、也、故、不、成、出、離、之、緣、又、內、有、佛、性、外、值、多、佛、亦、無、無、漏、道、法、不、出、火、宅、故、故、安、樂、集、前、舉、無、大、小、世、善、尙、有、起、惡、造、罪、後、示、諸、佛、勸、歸、淨、土、又、要、集、云……………初、思、量、凡、夫、實、機、決、定、深信、焉、諸、宗、諸、教、之、所、勸、者、先、説、理、性、一、味、深、信、生、佛、如、唯、心、已、身、全、不、求、外、如、是、解、竟、各、修、聖、道、云、々、又、云、第、一、信、始、終、機、教、相、應、自、利、々、他、其、猶、一、身、兩、手、故、曰、今、建、立、二、種、信、心、決、定、九、品、往、生、者、也、此、第、二、信、信、心、之、主、也、讚、曰……………」云云

右の解説中末尾に「一信始終機教相應自利々他猶一身兩手」と云ひ、『選擇集海東師錄』(宗學院藏・第五卷)に「法由機而顯、機由法而成、機法若乖空爲他寶」と叙す邊り、全く圓策學説よりの影響は察せられてよい。然してかゝる言葉

は勿論二種の不離一具の意を充分示して居るのであるが、されど「第二信心之主也」との表示を、信機を以て「又俱以此自利信心、不爲生因故也」と説く領解に相違せしむると、畢竟信機は何等正因たり得なく、救済の決定は信法獲得に歸する理となつて、ために一心開出の二種たるの論理的必然性が無視せられることとなる。「愚禿鈔質記」中卷に第一信を以て

「法を深信せしめんが爲めの出立なり……機を低ふ落すは本願にむつとすがらせん爲めので、だてなり。」と理解せる觀方も右の主張に一致し、信機を以て信法把握への方便的立場に於て眺めてゐる。

か様な惠然學説を率爾に見ると、二種他力信法唯正因の領解に歸着する様であるが、然し信機を判じて「無令信自身之願故」と語るは夫れが信機非正因たるの理由を反駁するにありとしても、「信自身非是由願力」ざる限り、これが如何にして他力信相たり得るであらうか。惠然は上掲『顯彰錄』に於て、又『愚禿鈔質記』の記述にあつて、自利信心とは自力信心の意に非ず、我身につく故自利なりと努めて辨明し、(惠空の機法相對の學説を潤色せるもの)、且つこれが一大卓見として後世永く襲用せらるゝに至つてゐるのであるが、然し未だ信機自力説の臭味を多分に藏してをるものと云つてよい。否、彼の主張をつきつめると、結局は信機自力説の域を出でざるものと評して敢へて過言ではないのである。故に『愚禿鈔質記』中卷では、二種結釋の祖判「今斯深信者他力至極之金剛心」云々の文をば第二信法を指摘せられたものと決し、又『選擇集海東師錄』では深心の「亦有二種」の釋下で「此二同前」と至誠心の二種眞實に同ぜしめ、至誠心釋下の「眞實有二種」を解説する條では

「至誠心之釋初、自力後他力、深信亦然」

とも述べてゐる。これ惠然の窮極的領解を物語るものでなくて何であらうか。故に『顯彰錄』の主張を全然他力義たらしめんと苦心せる本法院も、此處に至るや『顯彰記』も此の段の釋所謂含糊未決とも云ふべき釋體なり』、『二種深信講義』二〇五頁)と匙を投げざるを得なかつたのである。

猶『正信偈會鈔句義』下卷(眞全三九)に「必以信心爲能入」の句を釋して、「信心者二種深信即他力信樂也」と云ふ。該著序分に「享保癸丑」の作であることを記してゐるから、享保十八年四十一歳の頃には二種他力の義に傾いてゐたのであらう。又『玄義分顯彰錄』は元文元年四十六歳の撰であるから、『散善義顯彰錄』もこれと前後する頃の作と見てよく、又これを『玄義分』と共に寛延四年夏安居に再び講じてゐるが、恐らく此の立場を其の儘守つたものと思はれる。寛延四年は惠然五十九歳に相當し、又『選擇集』の錄も寶曆六年夏講の訥著せるものと推定すると、六十四歳に當るのである。従つて大體信機自力説を以て彼の最後の決擇なりと見てよいと思ふ。

猶彼が『愚禿鈔質記』に於て、機を信するも信心たり得るやと問ひ、これに答へて『唯識論』の實・徳・能に例證し、別して論ぜば四諦中苦集の二諦を信する故に信心と云ひ得ると説いてゐるのは如何にも特色ある學説であり、門下慧琳この説を承け、『選擇集問書』(第六卷・第三十六會)に於ては更に潤色これ努めてゐる。又『選擇集海東師錄』に於て、信機の無有出離之縁と通大乘の法相たる悉有佛性の釋義との會通に留意し、今「縁」とあるのは弘願之強縁を指すとて、こゝでも圓策の主張を是認し、「縁」と悉有佛性とは何ら抵觸する所なしとて此の問題に一指を染め始めた事は、二種深信論展開史上特記されてよい點と思ふ。

所で門下隨慧は恩師の信機自力の學説を承けつゝ、惠空の觀方に迄溯り、『散善義鑽仰記』(眞全一三)では合不・卽

離の主張をなしてゐる。然し隨慧のかく力説する背景には、若年教へを受けた智暹の影響による點を見忘れてはならぬであらう。又西福寺慧徹は『選擇集筆削錄』<sup>①</sup>(宗學院藏・自)中、矢張り信機を信法把握への方便的意義に解して惠然學説を祖述し、嚴藏亦『正信偈仰記』題號釋下に

「信者信心、信有二種、一自利信觀經三心、二利他信大經三信、今約三利他、利他信中亦有二種、一信自身第一深信、二信願力第二深信、第一信心捨自力心第二信心歸他力心、今則第二信心爲正」云云

と述べ、二種他力説に轉じつゝ信法のみ正因たらしむる口吻には、師説の一端を墨守してゐる態度が見られよう。殊に知功靈鳳の『愚禿鈔記』下卷(大須賀學長藏)では、『愚禿鈔』に於ける二種結釋の「今斯深信者」云々の文を釋して、  
「祖師意唯在此信法、一應知……信者猶常思我罪惡生死者、凡情常也、唯喜法之方便也、不可局見。」と叙し、又第一深信釋下には

「祖師至心信樂猶不執滯、何信惡耶、但是觀經所說自方便入眞內之相也、故今云自利信心令人不滯也」と語つてゐる。これ全く信機を『觀經』所説の定散自力心より從假入眞、以て信法獲得への方法的立場に於て眺めたもので、惠然の窮極的領解を襲用したものと思はるのである。學系未詳の美濃安福寺先啓が『御文便蒙記』本<sup>(七)</sup>に  
「罪惡生死の凡夫等と説て行分を定め、而して此機をしてかの願力に乗じて必ず往生を得しむと、こゝに於て後の信を安心とす」

と領解し、信機自力の傾向より信法唯安心論に傾ける所論も、時代的に見てこれ亦惠然學説とは無關係ではあり得ぬであらう。

註① 慧敏『選擇集筆削鈔』に云ふ。「此の二種の中において第一の信はなを第二の信を成ずるの根礎階梯也、ゆへにつゞむるところ無疑無慮乘彼願力の深信にきはまる」と。

### (五) 慧琳學說と深勵の潤色

次に慧琳に迄來ると漸く問題も本筋に入り、之に幾多の批判檢討がなされて惠然の瑕瑾が補はれ、かくて此處に動ぜざる二種他力義の大綱を確立して爾後一派宗學の前途を泰山の安きにあらしめたのである。

彼は『六要鈔補』(眞<sup>全</sup>・一九三頁)及び『御文記事珠』(一・末<sup>五</sup>・左等)等に於て二種これ他力金剛の信心なる義を述べ、殊に『選擇集聞書』(第三十四會)では兩者の不離一具の様が極めて適切なる表現下に物語られてゐる。又慧琳が信機の本據を『觀經』の上に求めたことは、直接法藏因位の修相に跡付けんと企てた空慧學說の行き過ぎを補つて、之に正當なる地歩を與へたものと云ひ得べく、二種七種の解説も餘程明瞭性を加へてゐるのである。又信機の信心たり得る理由に就ては『唯識』を引例する惠然の所明を傳へ、更に『大乘義章』に『地持論』に依つて八種の信を擧ぐる第六(信三種々因果)信に同ぜしめて愈々師說助成にこれ努め、又『愚禿鈔』自利信心の釋に於ても自身につく故自利にして、自力の意には非ずとして恩師に由來する立場を採つてゐるのである。所で彼は更に信機・信法二種の初後に注意し、元祖『和語燈錄』の釋に順じて「本願力を信するに疑慮なき様にせんがための地盤」(『選擇集聞書』三十六會なりと云ふ。使用語による感じとしては惠然と同一なる手段的意味の印象を受け、従つて表現其物に於て稍々慎重を缺く憾みなしとせぬが、然し信法唯正因の惠然の主張とは全く趣を異にする。その故は『御文記事珠』(一・末<sup>五</sup>・左)に「機法二種の深信かけぬれば往



生の大事おぼつかなし」とまで述べてゐるので知られ得るであらう。

次に『涅槃經』の悉有佛性説と信機との會通論を顧ると、慧琳はそは衆生に佛性ありとも出離之縁なしと云ふ事歟と云ひ、「縁」を弘願の強縁と説く圓策以來の觀方を捨て、此の間當時信心佛性の祖判を曲會し、以て獲信以前は佛性なしと説く謬見、或は正因佛性すらしとする觀方を指摘して、これ念佛門を小乘法に墮せしむる邪執なりとて痛烈に論難してゐるのである。① 惠然がこの問題を取上げ始めたのも、或は慧琳の語る如き異解が既に其の頃から存せるが爲めであつたのかも知れない。

猶一言注意して置かねばならぬのは、後日能登頓成が慧琳の『一枚起請文背竅』中、元祖の釋相「唯利他の信心を勸めて初の信機をあげず」と云云の所説を携げ來り、信機自力なる故元祖勸め給はずとの意に解釋するに至つてゐるのは、本法院指摘の如く頓成の驚くべき誤謬である。② 而してかゝる慧琳の主義は全く西蓮寺惠曉の學說に一致する事實を記憶せねばならぬであらう。即ち惠曉の『一枚起請愚驗記』に云ふ、

「無<sub>レ</sub>疑往生<sub>ス</sub> 思取<sub>テ</sub>中等……今略<sub>シ</sub>信機<sub>ノ</sub>邊<sub>ニ</sub> 擧<sub>テ</sub>信法<sub>ノ</sub>邊<sub>ニ</sub> 而已、文事<sub>ト</sub>簡要<sub>ナ</sub> 故無疑慮<sub>中</sub> 攝<sub>テ</sub>信機<sub>ノ</sub> 不<sub>レ</sub>別立<sub>也</sub>。」

と。かくて慧琳の觀方は既に惠曉に出發するものであり、逆には惠曉の主張を支持せるが理綱院であつたとも云ひ得らるゝであらう。

以上慧琳學説の結構を探り、以てそれが二種他力義の大綱を決定付けた所明なることを明徴した。然し率直に云ふと理綱院に至つて本研究も漸く本筋に入り來れるに過ぎずと評することが、蓋しその真相を傳へるものであらう。従つて二種深信論に對する皮肉は、更に後人を俟たねばならぬ點多々存するのである。然らば香月院はこれを如何なる

程度に迄潤色展開せしめたのであらうか。かくて私は次に深勵學說の檢討に一步を進めねばならないのである。

香月院の主張を『廣文類講義』(佛敎大系五・三三三頁以下)及び『愚禿鈔講義』卷六(四十丁)等により、其の要點のみに就き一瞥するに、師は此の論目に對し次の如き考察をなしてゐる。即ち、二種深信は他力一念に具する信相にして、それは同時圓具のものでなくてはならない。所でこれを『愚禿鈔』に自利・利他と判別するは如何と云ふに、それは信法の弘願他力を所信となすに對し、信機は我身を信するのであるから、信法利他に區別して自利と判釋せらるゝのである。故に至誠心釋下に於ける自力他力の異名としての二種眞實とは全然趣を異にするものと云はねばならない。然らばその至誠心釋の自利利他と、深心釋下に於ける他力中の自利々他の釋とを並擧することは如何にも混雜せしむる釋相であると疑難存するであらうが、これは「亦有二種」と云ひ、上の二種眞實に亦し、上の至誠心に自利利他分判さるゝ如く、此の深心にも亦二種あり、其處で自利利他の言に合する爲めに信機を自利、信法を利他の信海と判釋し給へるに外ならぬのである。かくの如く思想せる深勵は、この觀方の正當たるべきの論證として、遂に慧琳學說<sup>③</sup>を潤色、自利利他に就て四重の分別をなすに至れることは、世人周知の如くである。

所が如上の領解に連關せしめて更に考慮すべきは、『愚禿鈔』の上で、第五深信に利他、第七深信に自利とそれと傍註してある表示を如何に消釋すべきかの論である。これに就ては、香月院は大體至誠心釋下のそれと同一立場に於て理解してゐる。深勵の考察によれば、第五深信の他力なること『信卷』のみの引證で既に明徴である。然るに第七深信は『信』『化』兩卷に分引せられ、自他二方に通することゝなつてゐる。従つてこれに自利と註せらるゝからとて第七全體が自力なりと見らるべきではなくて、結局は從假入眞の相であるが、今は初めに於て主として自力を説く故、

その初めに准じて自利と註せられたのである、と眺めてゐる。此の第七深信の觀方に就ては後人に猶異論の存する所ではあるが、兎に角第七深信を以て從假入眞の説相なりと説けることは、恩師慧琳より一步前進せる見解として注意すべきであらう。

次に香月院が二種の立意を離<sub>レ</sub>自力<sub>一</sub>歸<sub>レ</sub>他力<sub>一</sub>に見出してゐる點は、慶秀以來傳統の立場を踏襲せるものであるが、就中信機開出に就て、善導の上では對聖道の基調より諸師をして自力無功と知らしめて彼等の憍れる心を是正するにあり、又元祖『和語燈錄』の釋では愚凡をして機を疑ふ心を離脱せしめん爲めで、何れにしても畢竟は法を信ぜしむるにあるとも語つて、綿密なる批判檢討を加ふることをば怠らなかつたのである、殊に信と歸命との交際論に迄及び、兩者のもつ領域を明白ならしめた事實は格別關心の拂はれてよい點と思ふ。『願應寺御教誡』(二月二十日深勵教誡)第二辨<sub>レ</sub>賴<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>信同異<sub>一</sub>の條にはその觀方が顯著に示され、「タノム」歸命の意識は二種に通ぜず、信法の一のみに限らるべき意が極めて的確に指摘されてゐるのである。易行院(大系、三十二卷)等これを祖述するに至つてゐるが、然し其の思想的萌芽は既に早く慧琳の『御文記事珠』三・本(左、十二)、更には嚴藏の『御文示珠指』等の上に於て見出し得るのである。深勵幼少の折同國の先輩嚴藏に學べるも、彼が意業募りの異義者として論難せられたが爲め、この事實を固く秘せりと云ふ。若し之が事實ならば、香月院のかゝる主張が慧琳學説を傳承潤色せるものであると共に、亦嚴藏の觀方とも全然無關係ではあり得ぬことゝなるであらう。

註 ① 慧琳『選擇集聞書』第六卷(三十六會)參照。

② 義護『二種深信講義』(一七〇—一七一頁)參照。

③ 慧琳『愚禿鈔綱略』に自利々他三重を判す。

## (六) 異義系學說の展望

(A) 了雲の主張と疑心往生説との交渉

私は更に眼を轉じて、異義系の思想にも注意して見たい。然してこれに就ては古來既に知らるゝ如く、先づ彦根西覺寺西歸庵了雲の學説を指摘せねばならぬのである。彼の主張は上述せる如き諸學説とは全然趣を違へ、夫がかの歎きの安心と深き交渉をもつ所に興趣盡きぬものが存するのである。『愚禿鈔登高讚』下卷に依れば、二種深信をば次の如くに解説してゐる。即ち「亦有二種」を釋して

「此釋准ニ上至誠心應レ判ニ自利利他、然無ニ分判、況次下釋總爲ニ利他信、特下明ニ七種深信、中分ニ自利利他、熟思レ之、出入不レ一、高僧和讚亦爲ニ他力信相、」云云

と云ひ、又次下の自利利他配釋の二種を釋しては

「第一第二文如上出、然上物明、(二種結釋の他力至極之金剛心等の文を指す) 則總爲ニ利他、今更分ニ自他文、取自在無碍、今爲ニ自利利他者信機望、直投ニ會願海ニ者、猶有ニ機安排、何者寓ニ自善惡、不レ免ニ分別、似歴ニ對待次序、於ニ利他信海、稍疎、故姑貶爲ニ自利、然此猶法門分別而以ニ佛智、遺ニ情執、若就ニ機邊信解安心、論則亦不妨、有ニ信機、何者雖、不レ拘ニ情謂、而行人理容有、故上文總爲ニ利他中相、深味、爲、第二信法不レ拘ニ繫機善惡、而直投ニ于願海、於ニ利他ニ義親、故以屬ニ利他、」云云

と云ふ。これに依れば、信機を自利となすは猶善惡の分別心を離脱し得ざる凡情なるが故貶めての呼稱であり、信法

は機の善惡に拘繋せられず直ちに願海に歸入する立場を示すが故に、利他と云ふ方が義親しき爲めなのである。されど兩者を自利利他と分つことは全く法門分別上の所談で、従つて信機自利の祖判は之を單なる自力と片付けてはならない。何故なら、信機は凡夫の情謂にして、機邊信得の安心に就かば其の信機情謂のあることが何ら妨げとはならぬからである。宗祖が善導の深信釋を引くに當り、上の至誠心釋に准する「亦有二種」を其儘記して自利利他の判をなさず、又次に二種を結びて「今斯深信者他力至極之金剛心」等と總じて利他信となし、更に七深信を語るや自利利他に配釋する等、其の出入一ならず、自利利他の文を分ちとるに實に闕達自在の妙釋をなしてゐらるゝのもこれが爲めである、と了雲は理解してゐるのである。

そこで次に彼の「歎きの安心」なるものを彼の著『一念業成訣』に就て檢すると、

(イ)「我機の不足を顧みて往生いかゞあらんと思し、念佛の懈怠なるを愧、歡喜のそらくゝなるを顧み、或は淨土の凡境に超絶したることに恐怖し、その外あらぬ妄念種々雜起すること一念疑晴たる後も亦止む時なし」

(ロ)「縦ひ信心決定の人なりとも妄念深き凡夫の習ひ煩惱に狂はされて……」

(ハ)「元と信心海に斷盡し給へる徳相衆生の機に發現するを露塵ばかりも疑はぬと云ふなり」

等と述べられてゐる。即ち彼の特異なる疑心往生説とは、一言以て之を云へば、信決定とは信の徳相よりは無疑の信相たらざるを得ぬが、機相より云へば凡夫の習ひ、必ず無明疑等の煩惱は存する。然もその疑も煩惱なる限りに於て往生の障りとなるべき筈はないと云ふに歸するのである。

77 今此の疑心往生説と、上掲の如き信機に對する領解とを結び合せて考察すると、信機情謂も機邊信得の安心に就か

ば何ら妨げなしと云ひ、或は信機自利の祖判も義の親しきに從ひ貶しめての呼稱で、法門分別上の一往の所明に過ぎずと見做せる意こゝに於てか判然する。かくて了雲の信機觀は、全く「歎きの安心」によつて裏付けられてゐる事實を見逃してはならぬのである。

所で彼のかくの如き疑心往生説は、隣派超然の『南柯法語』以來惠空の「歎きは法の命」てふ解説にその思想的基調を有するものとされ來つてゐる。善護は『本典敬信記』(眞全・六一頁)に於て、かゝる空師の語は『作業持勸鈔』に出づと語つてゐるが、之は明らかに誤りであつて、『眞宗安心消息』(中明瞭にそれが叙述せられてゐる。惠空の主張で見ると、それは疑心往生の意に非ず、機に於ける報謝念佛の懈怠を誠めることで、これを「歎きは法の命」と指摘せるのであつた。故に惠空の語は直接疑心往生説の思想背景とはなり得ぬことゝなるから、私は寧ろ之を惠空門下惠忍の二種深信論に求めてよいと考へるのである。即ち惠忍は所信に機法二種の存する限り、能信の慶喜にも自ら二種ある理と説き、『淨土和讚臨講記』<sup>①</sup>に信機を以て機の歎きの上の喜びとする。

かゝる惠忍の解釋は恩師惠空の語を傳へつゝ既に其の立場を出で、然も餘程了雲のそれに接近せる表現法を採れるものと云ふことが出来る。何故なら、惠忍の示す無有出離之縁てふ往生不可の機の歎きは、自力無功と知るとする觀方と稍々趣を異にするは勿論、之が一面所謂地獄秘事に轉すべき大なる禍根を孕むと共に、他面それが往生如何の疑心往生説に變型すべき多分の危胎を藏してゐるからである。私は了雲の「歎きの安心」なるものは、見誤れ易き惠空の語が、惠忍學説の如き特種な思考を經、之に淨土異流の教説が巧みに織込まれて展開せるものでもあらうかと考へてゐる。

猶圓乘院が『淨土文類聚鈔記』第五卷(其五十會)に、開轍院が當時就人・就行の安心等と申す輩ありとて之を難破せられたを聽講せることありと記し、『選擇集三心章講義』下卷(其十八會)に尾州に就人立信の安心、就行立信の安心とて相争へる事實のありしことが指摘せられてゐる。所でよく注意して見ると、この主張者は實は了雲であつて、『淨土無盡燈錄』卷一(續大系・十一)に之が語られてゐるのである。今その要領を示すと、就行立信は機邊に付く所明にして自力に濫じ、安心より見る時は一分方便と云はるゝ邊あり、就人立信は法より明かす信にして正しく他力に入り易いのである。故に一宗の本意は幾度も就人の源に還りて極むべきで、それなればこそ覺師蓮師何れもその深趣を得給ひ偏に法體を重んじ給ふと云ふのである。かくの如く了雲は第七深信中の二立信を偏執し、之が終に尾州の論争を引起せるものゝ如くである。兎に角彼の學說中に、かゝる主張の見らるゝことを併せ記憶さるべきであらう。

註① 惠忍『淨土和讃臨講記』(「十方諸有ノ衆生ハ」の講釋下) 參照。

(B) 所謂地獄秘事に就て

次に地獄秘事として異安心史に其の名を留むる者に、江州光常寺義誠がある。之は寛政十一年皆往院により調理教誠せられてゐるから、時代的には可成り降るのであるが、早くは正徳・享保年間勢州塩濱尊福寺寛梯の存せること、故本多主馬講師によりて紹介せられてゐるのである。それによると寛梯の主張は

「凡夫の心中に是ぞと思ふ一物あらば定散自力なり、故に一物もなく捨終るべし。雜行を捨れば諸佛の淨土へ到る思なく、助業正業を捨れば彌陀の淨土へ到る思なし。茲に於て自身を顧れば地獄より外に到る所なし。此時世々生々の重寶にせし定散自力の執心廢るなり。……………雜修定散の心は流轉の本なれば必ず我心に是ぞと思ふ一物を

時へ持つべからず、地獄へ落ちる者と思ひ定めて微塵許りも定散の心残らざる時篤く本願に叶ふ機と知るなり。」  
 (以上『宗學研究』二號・一九四頁抄出)

と云ふに盡き、江州光常寺義誠の説く所亦之と具略の相違あるに過ぎない。『江州光常寺御教誠』に依れば、即ち機法二種と既に前後を以て教へらるゝ限り、我々は先づ罪惡觀の自覺に徹底せなくてはならない。何故なら、信機を責むることが其儘自爾と信法の恵まるゝに至る所以なるからである。故に信心と云ひ、頼むと云ひ、決定心と云ふ其等の一切は、法自爾の恵みなるから我等は毫末もそが心狀の有無を論ずるが如きであつてはならぬと云ふのである。

寬梯の學説は何れに其の思想系統を求むべきか、其の點明瞭ではないが、惠忍の如き思考と多少とも連關付けられて、惠空の當時既に言ひ始められてゐたことが想察される。又光常寺義誠は、寶曆十一年蓮師の法語なりとて同國粟津義圭の開板せる『眞宗流情編』に直接影響を受けたものであらう。該『流情編』一卷の始終、蓮師と金々森道西との法義問答を記録せるの體裁なるが、其の間に法の決定・機の決定等と説き、法には決定あるも機上にて語り得る決定なしと高調する邊り、義誠の所述と全く軌を一にするのである。機に決定もなく御助けもなしと一切の信相を否定すれば、自ら機の深信謬執に走らざるを得ざるではないか。三國淨願寺賢藏が『改悔文講義』下卷(其二十七會)に於て、かの『流情編』をつきつめると結局は地獄一定の領解となり、「江州光常寺の安心がこれなり」と指摘し、法海の『改悔文講解』下卷(十四丁)にも粗々此の觀方を暗示してゐるのは、極めて適切な評でなくてはならぬのである。賢藏は猶同處に於て、美濃成徳寺亦義誠に左袒してゐた如き記述をなしてゐる。(圓乘院『廣文類聞誌』(續大系五)亦參照せられたし。此の一件に觸るゝ處あり。)此の成徳寺とは、『異安心史』に義誠に隨逐せる人として傳ふる春道のことであるかどうか、的



確に知ることが出来ぬのである。

## (七) 結 語

上來極めて大まかな検討ではあつたが、一往香月院學說に迄至る史的開展の跡をあら／＼跡付け、且つ此の間異義系思想に就ても一瞥し終つた。然して各學匠間相互に認めらるゝ影響に關しては末尾に參考圖を附して置いたが、猶二種深信義發達途上にあつて隣派智暹の『樹心錄』、更には義教の『模象記』等が大なり小なり參酌され來つたことも否定し得ぬことである。

以上は此の論目に對する對内的影響の一端の指示に過ぎないが、更に對外的關係に於て、西・鎮等淨土異流の觀方が殊に根強く考慮されてゐる事實は格別關心を持たれてよいであらう。例へば慶秀の信機唯凡の説が『選擇決疑鈔』<sup>①</sup>の判に深き暗示を受くる所あるが如き、又嚴藏が『楷定記』の説を「是說最親」とて是認し、了雲が『一念業成訣』<sup>(七)</sup>に「他家の先哲も此を本願を恐慮する分齊にて疑にはあらずといへり」

と叙し、鎮西の所謂起行の疑心等の學說を證權として信機の釋に特種な色彩を持たしめ、又二立信の解釋に就ては圓乘院之を西山流義の混入と評してをる程である。<sup>②</sup>かくの如く詳細に亘り一々指摘するならば恐らく枚擧に遑なき程であらう。然しかゝる他家の領解が最も顯著に示されてゐるのは、七深信の分齊論に關する理解に於てである。即ち惠空が『選擇集叢林記』<sup>(真全・三二五頁)</sup>に「今準之」として『決疑鈔』の科に従ひ、以て第五深信の釋以下を就人立信と見たる、又惠然が『傳通記』の初義にならつて七種悉く就人立信と解せる立場などに於て指摘し得らるゝのである。而して

惠琳『選擇集聞書』、慧徹の『選擇集筆削錄』等何れも惠然の立場を守り、古説なりとて讚意を表してゐるのである。空慧は此等と稍々觀方を違へ、就經立信(前五)・就佛立信(第六)・就人・就行二立信(第七)の三に分判してゐる。就經立信の名既に長西などの記す所と云はるゝから、或は其等の影響に歸し得るのであるかも知れない。

所が隨慧に至ると漸く異流の學説に追從するの行方から離れ、上掲の如き諸説未だ然らずと銳く批判して、自らは前六は正しく深信を釋し、(六も結局機法二種に收まる)此の信を建立成就せんが爲めに更に第七に二種立信を明かすと云ふ。其の所説の正不は兎に角として、當時漸く異流の批判繼承の舊套を脱し、眞宗独自の祖判の光輝を露はならしむべく苦闘を試みつゝありし宗學界の動きに注意したのである。香月院が就人立信を第七に見たのも實は隨慧によれるが爲めであつて、一派に於ける其の早き萌芽は、上述せる空慧學説に求めらるべきなのであらう。

註 ① 惠空『選擇集叢林記』(眞全十七)所引による。

② 圓乘院『選擇集三心章講義』(其十三會)參照。

③ 『四帖疏蹟仰記』(眞全十三、一四七頁)。

(參考圖)

